

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		不衛生な食品等の廃棄処分、危害除去命令、 営業許可施設に対する許可の取消し、営業の禁停止、 整備改善命令
行政指導の根拠となる 法律・条例・要綱等名		食品衛生に関する営業等の許可等の取扱要領
条 項		第 7 条
所 管 課		保健福祉局 保健所 食品衛生課 (電話 : 048-840-2226)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の 場合は、そ の理由)	「食品衛生に関する営業等の許可等の取扱要領」の規定に基づき、文書による行政指導を行う。
備 考		